

令和2年 第2回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和2年2月21日(金) 13時55分～16時15分
場 所	阪南市役所 全員協議会室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 鎌 田 麻 美 子 委 員 辻 雅 之</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹 理 事 神 藤 直 樹 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 学校給食センター所長 河 野 貢 学 校 教 育 課 長 丹 野 恒 行 副理事兼生涯学習推進室長 尾 崎 知 篤 尾 崎 公 民 館 長 榎 谷 千 春 東 鳥 取 公 民 館 長 國 見 将 子 西 鳥 取 公 民 館 長 熊 本 靖 吾 図 書 館 長 加 藤 慎 志 教育総務課長代理 吉 見 一 之 学校教育課課長代理 石 原 浩 之 学校教育課課長代理 井 谷 匡 志 生涯学習推進室長代理 岡 田 一 之 生涯学習推進室長代理 木 村 浩 之</p>
事務局	教育総務課主査 中 山 直 子 教育総務課主事 楠 本 祥 平
書記	教育総務課主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和2年第2回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に辻委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和2年第1回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和2年第1回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

承認について、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆協議事項第1号「阪南市立公民館条例の一部改正について」(東鳥取公民館)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立公民館条例の一部改正について」東鳥取公民館の説明を求める。

(東鳥取公民館長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

この条例が議決されれば、公民館の指定管理者制度導入に向けて一步進むことになるわけだが、導入後、指定管理者が管理を行うことになっても、講座等の事業については市教育委員会が指定管理者から報告を受けたり、指定管理者への助言を行ったりするのか。

(東鳥取公民館長)

中央公民館体制を充実させ、市全域の生涯学習を推進するための専任職員を市が配置する。その職員を中心に地域課題の解決などをめざし、3公民館が協同して事業を進めていく。

(教育長)

資料3に記載の「市職員」とは、今までのような行政職の職員ではなく、一般から社会教育について見識のある人を募集し、任期付職員や会計年度任用職員と

して任用して、生涯学習を推進してもらうことも考えられる。

また、資料中、中央公民館で市全域に対して行うことを3点記載しているが、地区公民館のところにもあえて同じことを書いている。これは、公民協働のまちづくりは、中央公民館だけでなく、地区公民館でも推進していくという姿勢を表すものである。指定管理者を募集する際には、市はその考え方を明示し、事業者は公民協働の方策を提案の上応募してほしい。地区公民館の充実という視点も大事にしてほしい。

(辻委員)

本会議の報告事項第5号は第3回公民館運営審議会会議録についてであるが、指定管理者制度導入の是非を問う発言が散見される。今後はそれらの意見をどうやって集約していくのか、また、審議会委員の反対が多い状況で、案のとおり令和3年度からの指定管理者制度導入は可能なのか。

(東鳥取公民館長)

1月24日開催の第3回公運審でも、社会教育施設は指定管理者制度になじまないという、従来からあるご意見は多かった。ただ、第2回の審議会では中央公民館に専任職員1名配置という案だったのが、第3回では資料3を追加してお示しし、専任職員が2名であること、また市は決して生涯学習を指定管理者に丸投げせず、引き続き責任をもって生涯学習を推進していくということを説明し、一定の評価をいただいた。むしろ賛成であるとお声もあった。これまで、中央公民館体制構築の必要性が指摘され続けてきた中で指定管理者制度導入についての検討が始まったため、なぜ同時に行うのか、中央公民館体制を構築するのが先ではないのか、というご指摘が多かった。ところが今回は、同時でもよいのではないか、それで公民館が良くなるのであればよいのではないか、というご意見もいただくことができた。

今後の公運審では指定管理者制度募集にかかる仕様書の内容などを諮りつつ、制度導入についてのご理解を深めていただきたいと考えている。

(辻委員)

中央公民館体制の構築と指定管理者制度導入に対する意見の取りまとめについて、今後もよろしくお願ひしたい。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、案のとおり協議が整ったものとする。

◆議決事項第1号「阪南市外国語指導助手任用規則の制定について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市外国語指導助手任用規則の制定について」学校教育課の説明を求める。

(井谷学校教育課長代理)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

いくつかお願いしたいことがある。

任用された外国語指導助手(ALT)は5月12日から授業に入るとのことだが、それ以前に学校側との打ち合わせや子どもたちへの紹介をする機会はあるのか。それらも5月中旬以降となってしまうと、学校側は扱いにくいのではないか。

(井谷学校教育課長代理)

ALTは4月12日に来日して日本での生活を立て、4月の後半か5月の初旬には学校に入っていくため、授業開始前に学校との打ち合わせ等の調整は可能である。

(教育長職務代理者)

事前打ち合わせは重要である。4月中に調整するとのことだが、ボランティアで学校に来てもらうのか。万が一、行き帰りに事故などが起こった際の補償はどうなるのか。また、かつて私が学校に勤務していた際には、通勤手当は自宅から教室までなのか、休憩時間とは昼食の時間なのか、行事による振替はあるのかなど、指導助手と認識の相違が生じたこともある。勤務条件等の説明は、教育委員会から事前にしっかりとしていただきたい。さらに、任用するにあたっては、質の高い方をお願いしたい。

(井谷学校教育課長代理)

任用規則を伝えることの重要性は認識しており、ALTにはきちんと説明したいと考える。

なお、任用は来日翌日の4月13日からであるため、打合せのために学校に行く際もボランティアという扱いではなく、事故等の際は公務災害補償の対象となる。

通勤手当については、外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムを実施する一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR(クレア))が、任用する市町村によってALTの扱いに不公平が生じないように、報酬以外の手当を支給しないよう取り決めている。そのため、他市町を参考にして、通勤手当ではなく、実費の費用弁償として支払う予定である。また、任用規則で規定する45分間の休憩時間は、昼食の時間である。さらに、行事等により土曜出勤等があれば、振替となり、代休を取っていただくことになる。

ALTの質についてのご心配はごもっともかと思う。市からは、「教育現場での経験があること」、「日本語が堪能であること」などの必要な条件を出しているが、条件は3つから4つ程度しか出せず、条件に合わない方が来られる可能性もある。その場合は、市でALTの質を向上させる必要があるため、ALTの来日

時の生活の立ち上げのフォローはもちろん、日々の指導力向上のための研修などを行っていただく、JETコーディネーターの派遣を業者に委託しようと考えている。これにより、ALTの質的な向上を図ることができるだけでなく、指導主事の負担軽減にもつながると考える。

(教育長)

JETプログラムでは大学を出たばかりで日本語が全く分からない、まさしく青年が来る。また海外は日本よりもシビアな契約社会であり、個人の主張も強い。来日直後に任用契約を交わす際には英語の堪能な方を通じて意思疎通を行い、その後はコーディネーターも活用して、しっかりとした態勢を整える必要がある。ALT本人が納得していれば、学校へのボランティアのようなことでも柔軟に動いてくれる。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「阪南市学校園教育基本方針について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第2号「阪南市学校園教育基本方針について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

前年度のものから改訂している点を中心に、資料に基づき、説明する。

(教育長職務代理者)

前年度のものから改訂している点というのが、すなわち今年度課題となったものであり、令和2年度に重点的に取り組むべきものになるかと思う。漏れのないように、また学校園への周知徹底をお願いする。

これまでの教育委員会議で審議してきたことが基本方針の中に盛り込まれており、教育委員・事務局一丸となって進めていきたい。特に資料3頁、「G子ども理解に基づいた生徒指導を推進する」の基本方針3つ目にあるいじめ・不登校は、昨年来何度も本会議や総合教育会議で議論してきた、阪南市の課題として明確になった事項である。細かいことだが、4頁「各校策定の『いじめ防止基本方針』の・・・」とあるのは、昨年2月に策定した阪南市いじめ防止基本方針と区別するため、「学校いじめ防止基本方針」などとした方がよいのではないかと。

また、この方針は、以前本会議で報告された「平成31年度阪南市教育委員会点検・評価報告書」にも展開していくものとする。

(学校教育課長)

ただいまご指摘いただいたことや、府の「指導・助言事項」の文言等とも突き

合わせ、修正していきたいと考える。また、学校園へ周知徹底し、理解してもらう重要性は認識しており、学校園長に対しては、前年度からの変更点や重大であると考えていることについて、より分かりやすく説明したい。

(鎌田委員)

資料5頁に「キャリア教育の推進」という基本方針の記載があるが、具体的にはどういったことを計画しているのか。

(学校教育課長)

一般的に、キャリア教育とは職業教育と解されるが、現在、大阪府は「キャリアパスポート」というものの活用を推進しており、これは、小学校1年生から高校生に至るまで、自分がどのような人生を送りたいかということに系統的に取り組み、「つけたい力」が身についたかどうか、自己評価するというものである。具体的な取扱いについてはまだ学校と協議中ではあるが、自分自身でどのような未来を思い描くのか、という意味でキャリア教育を重視していきたいと考えている。

(鎌田委員)

先ほどの説明で、海洋教育に取り組む学校が3校から4校に増えるとのことだったが、どの学校か。

(石原学校教育課長代理)

今年度は西鳥取小学校・下荘小学校・舞小学校であったが、令和2年度から尾崎小学校も取り組む予定である。

(鎌田委員)

素晴らしい取組であり、全校で取り組むのは難しくても成果発表は全小学校の児童に聞いてほしいので、検討されたい。

(学校教育課長)

今年度の成果発表は会場の都合もあり、参加校のみで開催した。参加校以外の子どもたちは来ることができなかったが、教職員の来場はあり、サラダホール・小ホールがいっぱいになるほど盛況だった。今後も海洋教育の成果は市内に広げていきたいため、参加校以外の児童が聞くことのできる機会を設けることも検討したい。

(教育長)

資料3頁「G子ども理解に基づいた生徒指導を推進する」で「・・・保護者への理解を深め、・・・」という表現を新たに加えたとの説明があったが、この「理解」という言葉は、今回一つのポイントとなる。

上段「F人権意識を高め、実践的行動力を育成する」の基本方針に「全教育活動における人権意識の涵養」とあり、その取組として「・・・人権問題の解決を目指した教育を推進する。」との記述があるが、レベルが高すぎるのではないかと感じる。まずは、子どもたちが人権問題について正しい知識を持ち、正しく認識し、正しく理解できるような教育を推進するべきであり、ここでの表現もそのようなものにするべきではないか。「理解」こそ、人権教育に必要なことだと考

える。もし改訂できるなら考慮してほしい。現段階での案だと先生が子どもたちにどのような人権教育をしたいのかはわかるが、子どもたちが得るべき力にも言及してほしい。

また、1頁「A確かな学力を育成する」の取組に「・・・プログラミング的思考を育成する授業づくりを推進する。」とあるが、プログラミング教育とプログラミング的思考について確認したい。

令和2年度からプログラミング教育が小学校で必修化されるが、プログラミング教育について、この学年は何コマ設けなければならない、という規定はあるのか。

(学校教育課長)

規定はない。国は、特定の学年の特定の教科・単元でプログラミング教育ができるということと、モデルケースを示しているのみである。

(教育長)

人権教育やキャリア教育は専門の授業で行うものではなく、あらゆる機会を捉えて教育活動として行うものであり、プログラミング教育も同様である。そのため、「授業づくり」という表記が気になった。「プログラミング教育を推進する授業」といった表現にすべきではないか。

また、「プログラミング的思考を育成する授業」をしていれば、プログラミング教育をしたことになるのか。プログラミング教育とは、プログラミング的思考を養うことなのか。

(学校教育課長)

ご指摘のとおり、プログラミング教育は算数や数学などの授業の中だけではなく、特別活動や総合的な学習の時間においても行うことになるので、「授業づくり」という表現は改めたい。

プログラミング教育といえば、子どもたちがパソコンを使ってプログラミングができるようになる教育、というイメージを持たれることが多い。それも目的の一つではあるが、上位にあるものではない。目標を達成するために、今自分が使えるアイテムで、どのように問題を解決していくか、というプログラミング的思考を養うことが、プログラミング教育の大きな目的である。そういった誤解を与えないように「プログラミング的思考を育成する」という表現に特化したか、文言を追加するなどして、目的はそれだけではないということがわかるようにしたい。

(教育長)

よろしく願います。

(教育長職務代理人)

学校園教育基本方針にはAからJまでの基本方針が示されており、学校園ではそれぞれを担当する教員を配し、その教員を中心に推進していく内容が、学校要覧にも明記されるということか。

(学校教育課長)

基本的には、これら10項目について校園内に主担当がおり、それぞれ全体計画等を作成して進めている。項目Hでは、しっかりと後任に引き継いでいくこと、改善することを記すとともに、教員の働き方改革も含めた学校園運営組織の構築を図っているところである。

(教育長職務代理者)

キャリア教育やプログラミング教育などは、教員も最初は手探りの状態から始めることになる。中心となって進める教員を指名したほうがスムーズにスタートできると考える。

(学校教育課長)

各種研修や説明会は各校の担当に対して行われ、担当はそれを持ち帰って他の教員に伝えているところである。

(教育長)

大事な基本方針である。しっかりと周知されたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和2年1月6日から1月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、公益財団法人泉南青年会議所主催「思いよとどけ できることから運動」である。泉南市・阪南市・岬町の小中学校や市役所・町役場のほか、市・町内各所にペットボトルキャップの回収ボックスを設置し、青年会議所のメンバーが月に1度回収してキャップを売却する。売上金は全額認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会」に寄付し、途上国の子どもたちのポリオワクチンの接種に活用される。本事業は2009年から毎年継続して行っており、今回は令和2年1月から12月までの事業に対して後援名義の使用を許可した。

2件目は、「阪南岬子どもまつり」実行委員会主催「第34回阪南岬子どもまつり」である。子どもたちが自らの頭とからだを使って工夫し、おもいきり遊ぶことを目的に、4月26日舞小学校で手作りあそび、子ども市、模擬店が行われる。

3件目は、公益財団法人日本少年野球連盟大阪南支部泉州ボーイズ主催の「第37回日本少年野球『泉州大会』」である。4月19日から26日にかけて泉南

市民球場ほか8球場で試合を行い、近畿一円から招待したボーイズリーグチーム同士の親睦を図る。

これら3件の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。
(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）補助金交付要綱の一部改正について」（教育総務課）

(教育長)

報告事項第2号「阪南市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）補助金交付要綱の一部改正について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

施行期日は決裁日だが、平成31年4月1日より適用ということは、すでに実施しているのか。

(教育総務課長)

本案件が報告事項であるため、すでに決裁が下りたものについて報告している。また、今回の改正分は平成31年4月1日に遡及して適用するものである。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「G I G Aスクール構想の実現に向けた市の取組について」（教育総務課）

(教育長)

報告事項第3号「G I G Aスクール構想の実現に向けた市の取組について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

阪南市でG I G Aスクール構想は進んでいるということか。

(教育総務課長)

3月議会で校内LANの整備にかかる費用を今年度の補正予算として計上する予定である。また、サーバーの設置に係る債務負担行為も令和2年度当初予算で設定する予定としており、国のめざす「子ども一人ひとりに端末」、「クラス全員が同時に動画を見ることができる高速大容量のネットワーク環境の整備」というのが実現できることとなった。

(教育長職務代理者)

I C Tの整備については従前からお願いしていたものの、阪南市の財政状況では厳しいかと懸念していたので、報告を受けて安心した。国の方針に基づいて着々と進められたい。

また、統合型校務支援システムが導入されれば教職員の働き方改革にもつながるが、導入当初は慣れておらず、戸惑うこともあると思う。各校に担当を配置して研修を受けてもらい、それを各校に持ち帰ることが必要となる。よろしく願います。

(教育長)

高速大容量の校内通信ネットワークが整備されれば、授業で子どもたちの意見などが瞬時に集約でき、子どもたちも級友のものを見ることができる。阪南市での整備が遅れると他市町の子どもたちとの学力差が生じてしまうと危惧していたところだった。国の方針が出て一定の財源措置もされたことを契機に整備することになり、他市町に追いついていけることを嬉しく思う。

整備をするに当たっては、機器一つをとってみても、学校現場がきちんと活用できる、よりよいものをお願いしたい。また、教員に対してI C Tの研修を行うことはもちろん大切だが、研修を受けたら実際にやってみないと忘れてしまい、使いこなせるようにはならない。環境が整備されていれば、教員も試行錯誤していったスキルが上がり、授業でも活用しようとする。教員の技量がハード面に追いついていけるような環境を整えられたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「平成31年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」

(学校教育課)

(教育長)

報告事項第4号「平成31年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の議事録につ

いて」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

12月17日に開催した平成31年度第2回いじめ問題対策連絡協議会について報告する。

議事は、(1)いじめ防止対策委員について、(2)阪南市のいじめの現状について、(3)阪南市いじめ防止基本方針についてである。

(2)については、「いじめの解消の判断と把握について」、「いじめかもしれない事案の担任の判断について」、「いじめの初期対応と早期の共有について」ご意見をいただいた。

(3)では、以前本会議でもご指摘いただいた「はじめに」の部分について、加害者への視点が先に来ているが、まずは被害者へのケアについての文言を入れるべきではないかのご指摘があった。また、外部機関の委員からは、いじめに関する相談が多く、事件化は難しいと感じる内容がほとんどだが、子ども対子どもではなく、大人対大人、大人対学校という事案が増えている、との情報提供があった。さらに、いじめアンケートについては、子どもたちが真剣に受けとめて書くように声掛けが必要であること、複数で点検すること、また専門家により確認することを提案していただいた。

今後、いただいたご意見等を参考に、方針の見直しを行いたいと考えている。

次回は3月に開催し、重大事態といじめアンケートについてご意見をいただく予定である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

報告にもあったが、いじめ防止基本方針の「はじめに」部分について、被害者ではなく加害者への支援を優先しているかのような視点に対して、協議会委員からも指摘があったとのこと。この内容について、府へ問い合わせはどうか。国や府の示すものが絶対とは限らないと考える。

また、議事録では保護者からの過剰要求についての発言があるが、近隣市町ではクレームを言う保護者に対して、「それは学校に言うべきではない」などと裁く、相談員のような職を設けているところもあると聞く。

(学校教育課長)

方針の「はじめに」部分がこのような表現になっている意図について、大阪府教育庁生徒指導グループに問い合わせたところ、以下のような見解であった。

①現在の国や府の方針は改定されたものであるが、以前は「加害者にどのようにしていくのか」についての表記が基本的にほとんどなかった。②今回新たに「加害者にどのようにするのか」について記載したため、分量も増えることになった。③「加害に寄り添う」ことを強く表現したいのではなく、誰もが加害者にも被害者にもなり得ることを前提とし、加害者も被害者も含めた集団に対して細やかなアセスメントをし、適切な支援を行うことで、いじめの再発を防ぐという意味で

ある。

その見解を基にしつつ、本会議や阪南市いじめ問題対策連絡協議会でのご意見も踏まえ、阪南市のいじめ防止基本方針の表記について再度検討する所存である。

次に、「過剰要求」という表現であるが、保護者や子どもたちの気持ちを酌むことはできるが、学校では対応が難しいケースが出てきた、という流れから出てきたものである。委員ご指摘のような職を設けているのは、泉南地域で1市あり、7～8年前から市単費で警察官のOBを「学校相談員」として2名雇用しているそうである。勤務は9時から15時までで、1名は小学校、もう1名は中学校を回っている。仕事内容は3つあり、①学校内や学校外のパトロール、②警察との連携時の連絡役、③保護者対応などの場合の警察官OBとしての支援、とのことである。保護者が学校に様々な要望を伝えに来た際に同席することもあり、元警察官の立場から「その要望は元警察官が聞いても難しい」等、保護者と学校の間で立ってアドバイスするとのことである。

阪南市にはそのような相談員はいないが、保護者と学校との間で問題解決が難しい場合、警察や、スクールロイヤーなどの視点を持つ方が関わることで解決につながるケースもあると思う。そういった外部機関や知識を持つ方の任用も含め、活用について検討していきたい。

(教育長職務代理者)

保護者が子どものために必死になるのはわかるが、時にやりすぎて、かえってマイナスになってしまうこともある。その際、警察官OBやスクールロイヤーが第三者的立場から保護者に冷静な判断を促すことができれば、学校側は教育という本業により多くの時間を費やすことができる。ぜひ任用を検討されたい。

(教育長)

この協議会議事録は、どのように活用しているのか。

(学校教育課長)

議事録は事務局である学校教育課で作成し、次の協議会で示して振り返りの資料としている。

(教育長)

この会議で得られる情報は大変貴重で、学ぶべき事柄が多く含まれる。協議会には小学校・中学校それぞれの代表校長も出席しているが、議事録の中の重要な部分を太字にするなどして校園長会等で提供し、他の学校の校長や教頭、生徒指導など、まずは本市で中心となっていじめ問題にあたっている60～70人にどんどん内容を伝えて、いじめ問題に対応していく際の知識として活用してもらいべきである。この議事録は、市がいじめに対してどのような対応をするのかということを知る生きた教科書となる。この協議会は、そのためにあるのではないか。議事録の活用をよろしく願います。

(八田委員)

先ほどの教育長職務代理者のご発言にも関係するので、ここで報告する。

先日、泉大津市で開催された大阪府都市教育委員会連絡協議会泉北・泉南プロ

ック研修会に辻委員と共に参加した。講演の演題は「教育委員会と福祉部との連携による家庭支援施策の充実～課題をもつ保護者のエンパワメントをめざす家庭教育支援を一例に～」というものであった。

講師によれば、泉大津市では学校が困ったと感じる保護者は、実はその保護者自身が困っているのだという認識のもと、第三者である家庭教育支援サポーターによる訪問型家庭支援を行っており、訪問しても子どものことを直接話すのではなく、保護者のエンパワメント、つまり保護者を元気にして自分で子育てに向き合うことができるようにするという取組を行っているとのことである。人にはストレスのコップと幸せのコップの2つがあるが、サポーターは家庭を訪問してひたすら保護者の話を聞き、たとえ足の踏み場がない家でも何か1つ褒めることでストレスのコップの中身を減らし、幸せのコップを満たす。保護者側はそれまでさんざん「お子さんを学校に來させてください」、「お子さんをちゃんとお風呂に入れてください」等と学校から言われているので、サポーターがその場で子どものことに言及しなくても、その後自然と子どもと向き合うようになる、といった事例が多数紹介された。

現在は地域の間人関係が希薄になって、気軽に相談できる相手がない保護者も増えている。泉大津市の取組は、阪南市でも参考にしたい。

(教育長)

ただいまの報告は、学校が抱えている課題を解決するには、家庭支援と同時に行わなければならないということ、また、待っていても本当に困っている人は来ないため、アウトリーチして家庭に入っていくことが重要であることを示している。

(学校教育課長)

阪南市においても、数年前から学校教育課所管で家庭教育支援事業を行っており、適応指導教室内に家庭教育支援チームを設置し、支援員を配置している。支援員は特に資格を持っているわけではなく、いわゆる「普通のお母さん」で、保護者の話に共感できる方を任用している。一方で、スクールソーシャルワーカーの方も任用してアウトリーチ型で家庭に関わってもらってきた。これまで文部科学省のアウトリーチ型家庭教育支援事業を府から再委託されて実施してきたが、今年度からは教育と福祉の連携による家庭教育支援事業として、福祉との連携をより強化して実施している。

本市ではいくつかの好事例はあるものの、全てのケースでアウトリーチ型の家庭教育支援ができていくわけではなく、中には保護者から受け入れてもらえないこともある。その場合はコミュニティソーシャルワーカーという福祉関係の方に関わっていただき、相談相手のいない保護者との関係を構築する方法を模索している。

泉大津市の先駆的な事例は本市としても参考にしていきたいと考える。

(辻委員)

講演では、家庭訪問型の支援が発展して学校配置型になったとの説明もあった。

また、泉大津市では、先ほどの表現で言うと「普通のお母さん」、つまり子育て経験の方がサポーターとして家庭訪問もしている。

(八田委員)

泉大津市のサポーターは、市職員ではなく、学校にも属さず、あくまでも第三者という立場で訪問するため、保護者も相談しやすいとのことである。

(教育長)

教員というのは、困っている家庭にとっては遠い存在に感じられるものである。サポーターが一般の方であるというのは有効な取組だ。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「令和元年度第3回阪南市立公民館運営審議会会議録について」 (東鳥取公民館)

(教育長)

報告事項第5号「令和元年度第3回阪南市立公民館運営審議会会議録について」東鳥取公民館の説明を求める。

(東鳥取公民館長)

1月24日に開催した第3回阪南市立公民館運営審議会について報告する。

案件は、(1)中央公民館体制の整備について、(2)その他で、近畿公民館大会についてと、尾崎公民館「集いの部屋」での「はなていカフェ」開設について、であった。

案件(1)について説明する。

前回の第2回公運審では、指定管理者制度導入について「公民館に指定管理者制度はなじまない」、「先に中央公民館体制を整えるべきである」といった否定的な意見が多く、その後公運審委員と社会教育委員の主な委員と面談を行った際にも、指定管理者制度導入よりも先に中央公民館体制の見える化に取り組むべきとのご意見をいただき、庁内で検討を重ねてきた。

第3回公運審では中央公民館体制について資料に基づいて説明するとともに、公民館の管理を指定管理者に行わせることができるものとする条例改正案を3月の定例会に上程することを説明した結果、特に中央公民館への市職員2名配置と、今後も市が生涯学習を推進する役割を担うことについて、一定の評価をいただいた。

一方、各公民館における参加者協議会や利用者の皆さんに対しても説明が必要であるとのこと意見もいただいたため、今後は、公民館が多くの人が集い、文化向上の場、生涯学習の拠点となることで生涯学習を推進するということを説明し、公民協働のまちづくりにつなげていきたいと考えている。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「阪南市立図書館の今後のあり方（案）について」（図書館）

(教育長)

報告事項第6号「阪南市立図書館の今後のあり方（案）について」図書館の説明を求める。

(図書館長)

平成30年11月に策定された行財政構造改革プランに掲げられている公共施設への指定管理者制度導入方針では、公民館だけでなく図書館も対象となっていること、また阪南市立図書館が今年開館30周年の節目となったことから、図書館の現状と課題を分析し、「図書館の今後のあり方」を検討した。検討にあたっては、2019年度総務省地域情報化アドバイザー派遣制度を活用した市民ワークショップの手法により、参加者の皆様からの意見を聴取し、その内容を反映させた。

ただ、今回お示しする案は、まだ完成したものではない。去る2月6日に開催した図書館協議会において、委員の皆様からはこの案に対して新しいご意見や、厳しいご意見をいただいた。また本日も、教育委員の皆様からご意見やご指摘をいただけたら、それらも踏まえ、さらにわかりやすい形の「今後のあり方」に練り上げ、改めて提示したいと考えている。まずは中間報告ということでお聞きいただきたい。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

私も参加したが、2回の市民ワークショップでたくさんアイデアが出されていたと思う。具体的に新たに実施したこと、近々実施することはあるか。

(図書館長)

資料5頁の取組のうち、「図書館を応援する新たな市民グループの結成」については、図書館に人を惹きつけるためのイベントを企画・実施することを目的に、市民ワークショップ参加者の中から「この指とまれ、あしたの図書館」という名のグループが生まれた。すでに2回のミーティングが開催され、4月と5月に開催するイベントを企画しているところである。第1回目のイベントは、「好きな本持ち寄りカフェ」というもので、来月の会議ではご案内できるかと思う。

このグループはメンバーを固定せず、何かをやりたい人がグループに参加して企画し、それに興味を持った人がお手伝いをするという、緩やかな集まりとして継続していくつもりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。
(全委員)
質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

3月3日～ 令和2年3月定例会

*橋本教育長と森口委員の再任についての議案を上程。

3月23日～27日 鳥取中学校と尾崎中学校の統合に伴う引越し作業

<学校教育課>

【延期】 劇団K I Oによる英語ミュージカル公演(上荘小学校)

3月13日 中学校卒業式

3月17日 公立幼稚園卒園式

3月18日 小学校卒業式

<生涯学習推進室>

【中止】 はんなん・まち案内ボランティア講座④・⑥

【中止】 サラダ・フェスタ

<尾崎公民館>

【中止】 ひきこもり支援実践講座 フォローアップ編③

【中止】 尾崎公民館主催事業

<東鳥取公民館>

【休止】 日本語講座、ボランティアパソコンサポート等

【中止】 東鳥取公民館主催事業

<西鳥取公民館>

【中止】 和太鼓公演

【中止】 西鳥取公民館主催事業

<図書館>

毎週木曜日 マスターズカフェ(認知症C a f e)

【休止】 おはなし会、おひざにだっこのおはなしかい等

※上記はいずれも、2月21日現在

(教育長)

ただいまの報告について、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために主催事業等を中止または休止するのはやむを得ないことと思うが、もし学校園の児童生徒等に当該感染症が発生した場合、どのような対応を取るのか。

(学校教育課長)

2月18日付けで、文部科学省と厚生労働省が協議した対応策にかかる通知が届いており、児童生徒に罹患者が発生した場合は、学校の設置者は臨時休業することができる、校長は治癒するまでの間当該児童生徒の出席停止の措置を取る、疑いがある場合も校長は出席を停止させることができる等の記載があった。

また、府教育庁小中学校課にも確認したところ、府立学校の児童生徒の場合は、在籍する学校を臨時休業する、市町村所管の児童生徒の場合は、府知事から市町村長に対して臨時休業等を要請することもある、とのことである。またその児童生徒にきょうだいがいる場合は、きょうだいも疑いありということでまず出席停止措置を取り、感染が確認されたらきょうだいが在籍する学校園も臨時休業することになる。ただ、これはあくまでも2月20日時点での考え方であり、状況の改善が見込まれない中、今後対応方針を変更することも想定されるとのことである。

(教育長職務代理人)

もし児童生徒に罹患者が発生したら、学校設置者として主眼に置くべきは、まずその子どもの命を守ることである。そして、混乱することなく、正しい情報に基づいて冷静に対応すること、さらに感染症を理由に偏見を生じさせることがないようにすることである。しっかりと心構えをしておきたい。

(学校教育課長)

新型コロナウイルス感染症の状況は刻一刻と変化しており、学校における罹患者発生時の対応マニュアルも改訂が重ねられ、すでに第4版が発出されたところである。市や市教委でも引き続き対策を協議し、速やかに学校園に通知していく所存である。

(教育長)

状況が急変すれば、ただいま教育長職務者がおっしゃったように即時の対応が求められる。学校園長に対しては、いつ罹患者が発生してもおかしくないから、心積もりをしておくように指示している。今は学期末テストや受験のシーズンでもあり、休業すれば滞ることは多数あるが、対策としては臨時休業するしかない。

今日明日にでも臨時休業する場合の体制の検討、イベントや会議開催に関する指針策定を行うが、実際は、我々の決定以前に主催者側が次々に中止・延期を決定している。今はまだコントロールできる時期だから不要不急のものはやめ、府民一丸となって爆発的な感染拡大を防ごうという府知事の方針が浸透しつつあると感じる。

(教育長職務代理人)

臨時休業すれば2週間の潜伏期間をやり過ごせるのであれば、2週間の臨時休業をしてもよいのではないかと思う。命にかかわることであるから、思い切った決断が必要だ。

(教育長)

教育委員会としては、あらゆる施設で例外なく対応していかなければならないと考える。

他に、意見、質問等ないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件②「和泉学園からのブックスタンド寄贈について」(図書館)

(教育長)

その他案件②「和泉学園からのブックスタンド寄贈について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

昨年4月に図書館から和泉学園に対して読書活動推進のための図書貸出を打診し、担当者で打ち合わせを重ねる中、和泉学園側から、地域貢献の一環として、園生が制作した木工製品の寄贈をしたいとの申し出があった。図書館からはブックスタンドの見本等を示し、和泉学園では試作もした上で、この度完成した10点のブックスタンドを寄贈していただいた。寄贈の当日は、代表の園生から教育長にブックスタンドが手渡され、その後は図書館内の見学もしていただいた。ブックスタンドはいずれも工夫を凝らした力作であり、図書館内での図書展示に活用していく。

なお、図書の貸出については、大阪府立中央図書館の団体貸出用セットを、阪南市立図書館を通じて和泉学園に配送するという形で実施することになっており、昨日1回目の貸出を実施することができた。今後は図書貸出だけでなく、園生の図書館見学等も含めた、和泉学園と市立図書館の連携協定を結ぶ方向で調整中である。

(教育長)

本を展示するとブックスタンド自体は見えないが、本を手にとると表れ、文字も見える。図書館内にさりげなく置いてあり、よくなじんでいる。良いものをいただいて感謝している。これからも学園との連携を進めていきたい。

他に、何かないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

次回の令和2年第3回定例教育委員会は、令和2年3月19日(木)午後2時00分から第3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和2年第2回定例教育委員会を閉会する。

以上